

5

総務・地域主権・政治改革

総務・地域主権部門では、総務省所管法案や内閣府所管の地方創生関連法案への対応、放送をめぐる諸問題や公職選挙法改正等に取り組んだ。

高市総務大臣の電波停止発言

放送法第4条に規定される政治的公平性の解釈について、政府は従来から「一つの番組ではなく放送事業者の番組全体を見て判断する」としてきた。しかし高市総務大臣は、これを補充的に説明するとして、「一つの番組のみ」でも、選挙中やそれに近接する期間で殊更に特定の候補者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送したり、国論を二分するような政治課題について一方の政治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げて繰り返し放送したりする場合は、政治的公平を確保しているとは認められないと述べた。そして、個別の番組でも放送局が政治的公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法違反を理由に電波停止命令を行う可能性に言及した。

高市大臣は「民主党政権でも法律は同じ」と説明したが、民主党政権では片山総務大臣（当時）が「法律にそういう大臣の権限はあるが、表現の自由にかかわることもあるから、こちら（行政）側の態度としては至って謙抑的でなければいけない」と答弁している。厳格な要件の下で慎重であるべきとの考え方であり、高市大臣の補充的説明とは異なる。

高市大臣発言はメディアを委縮させるおそれがあるため、民主党・維新の党統一会派は、発言撤回を求めた。さらに、放送・報道の政治的公平性の現状と影響について、関係団体や現場で報

道取材に携わった有識者等から意見聴取した。

不祥事続くNHK平成28年度予算

2015年末から2016年初頭にかけて、危険ドラッグ所持によるアナウンサー逮捕、タクシーコードの不正使用、子会社職員による着服、子会社の土地取引に関する混乱など、NHKグループに関する不祥事が相次いだ。平成28年度NHK予算の審議では、特に土地取引に関するNHK上層部の関与の経緯を厳しく質した。

NHK理事会決定以外の非公式の役員連絡会で、土地代金や特例配当の予算からの付け外しが検討され、理事会議事録には、子会社の特例配当をやめるとしながら撤回した核心的な部分が詳細に記録されていなかった。その過程を明確にすべきと求めたが、十分な説明はなかった。

また「NHK関連団体ガバナンス調査委員会報告書」を約5,000万円もの莫大な随意契約で作成したことが、2015年のNHK予算審議で問題視された。この報告書の作成と同時期に、別の監査法人にほぼ同額の随意契約で監査依頼していたことも新たに発覚した。説明責任を果たさず、国民からの受信料を放漫かつ隠蔽的に扱うNHKの姿勢が明らかになった。

民主党と維新の党は、各種不祥事も糀井会長体制によるNHK全体のガバナンス低下が大きな要因と指摘して、不承認としたが、平成28年度NHK予算は与党等の賛成により承認された。

地域再生法改正案

190回通常国会に政府が提出した「地域再生法



2016.3.16 統一会派総務部門合同会議でNHK予算を審議



2016.5.30 クオータ制導入のための公職選挙法改正案を衆議院へ提出

の一部を改正する法律案」は、①2014年末に閣議決定された地方創生総合戦略に基づき、地方財政支援として地方創生推進交付金を創設する、②企業版ふるさと納税制度を導入する、③希望する中高年齢者が「まちなか」に移住して、必要に応じて医療・介護を受ける地域づくりを進める「生涯生活のまち」を制度化する、ものであった。

しかし、地方創生推進交付金は地方が使えるツールが増えるものの、どれだけ自由度の高い事業を自主的に手掛けられるかが見通せず、国費1,000億円は既存の交付金の付け替えが大半で小規模であった。企業版ふるさと納税制度は企業の認定NPO法人等への寄附金に対する損金算入に比べて優遇されており、認定NPO法人への寄附が減りかねなかった。「生涯生活のまち」制度は、政府の思い描く通りに事業が進むのか疑問があった。以上により、民進党は反対したが、同法案は与党等の賛成により成立した。

国家戦略特区法改正案

190回通常国会に政府が提出した「国家戦略特別区域法の一部を改正する改正案」は、テレビ電話での服薬指導、過疎地等で観光客等の自家用車による有償運送、企業の農地取得等について、規制の特例を設けることが柱であった。

部門会議で検討した結果、企業の農地取得の特例制度は、企業が農地所有をやめて市町村に返上した場合、市町村が耕作放棄地を持ち続けることになりかねず、市町村・住民負担が増えるおそれがあること、過疎地等での観光客の自家用車による輸送は、観光客に限らず誰でも輸送でき、官認定の白タク行為と見られかねない

ことがわかった。企業の農地取得の特例や過疎地での観光客等向けの自家用車の活用は、制度設計が不十分であり、政府側の答弁も極めて曖昧だったため、民進党は反対した。しかし、同法案は与党等の賛成により成立した。

被選挙権年齢5歳引き下げへ

2016年1月5日、岡田民主党代表は記者会見で、「被選挙権年齢を引き下げ、若い世代の考え方方がしっかりと反映される政治を目指したい」と表明した。これを受け、部門会議では、被選挙権年齢の引き下げの在り方について議論を行った。民進党は、「日本国民の被選挙権は、原則として民法上の法的権利と責任が伴う成人年齢(満20歳)に達した際付与されるべきだが、参議院議員は二院制の歴史的経緯と意義について、都道府県の首長は人口規模や職務上の責任の大きさについて考慮し、一定の社会的経験や素養を踏まえた年齢で付与することが望ましい。その際、現行法での被選挙権付与の年齢差を尊重すべき」との見解をまとめ、各種選挙の被選挙権年齢を5歳引き下げる方向性を決定した。

公職選挙法等改正案

190回通常国会では、2015年の189回通常国会で民主党提出の投票機会拡大のための「公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」、衆議院の定数削減とアダムズ方式による一票の較差是正を行う「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」など、各種の公選法改正案が議論された(詳細p.34)。